

告 示

埼玉県告示第五百八十一号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（数値図化）

三 作業地域

荒川上流河川事務所管内 荒川（埼玉県戸田市、和光市、朝霞市、さいたま市、志木市、富士見市、川越市、川島町、吉見町、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町、東松山市、熊谷市、行田市、鴻巣市、北本市、桶川市、深谷市、上尾市、寄居町、嵐山町）

四 作業期間

令和元年十月九日から令和二年三月二十四日まで